

平成31年度 当初予算編成方針

1 地方財政の動向等

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定。以下「基本方針2018」という。）の中で、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに財政健全化の道筋を確かなものとする必要があるとし、新たな財政健全化目標として、平成37年度（2025年度）の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すこととしている。

また、地域においても成長と分配の好循環を実感できるよう取り組むこととし、地域が持つ魅力を最大限引き出し、自助の精神を持って取り組む地方を強力に支援するとしている。

併せて、地方行財政改革として、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととし、歳出効率化等に頑張る地方自治体を支援するとともに、地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討するとしている。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（同日閣議決定）においては、国の現行の総合戦略の総仕上げを目指すとともに、その進捗状況の総点検や国の施策、支援措置を含めた地方公共団体の取組の結果について、必要な調査・分析を行った上で、次期総合戦略の策定に取り組むとしている。

さらに、「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成30年7月10日閣議了解）においては、基本方針2018で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成30年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

一方、総務省の地方交付税の平成31年度概算要求では、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされているが、要求額は前年度比0.5パーセントの減となっており、地方税収の今後の動向を注視していかなければならない。

さらに、内閣府の平成31年度概算要求における地方創生関連予算については、約1,225億円で平成30年度当初予算より約180億円の増となった。自治体の創意工夫を生かした自主的な取組を支援することとされているため、積極的な施策の検討と情報収集に努める必要がある。

2 阿久根市の財政状況等

(1) 平成29年度決算の状況

平成29年度の一般会計の決算では、歳入総額は132億7,326万円、歳出総額は、126億9,159万円で、翌年度に繰り越すべき財源238万円を差し引いた実質収支額は5億7,929万円となった。

歳入では、歳入全体の31.1パーセントを占める地方交付税が、前年度と比較して、1億140万円、2.4パーセントの減となり、平成28年度において2億3,593万円の減となったことを踏まえると、この2年間で3億3,733万円の大幅な減となったところである。

また、歳出では投資的経費である普通建設事業費が、大型事業の建設等により前年度比13億9,380万円の増となり、今後においては、その事業の財源とした市債の償還が増加していくことに対し留意が必要である。

公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は0.2ポイント改善して6.9パーセント、将来の財政を圧迫する可能性の指標である将来負担比率は算定値なしとなり、これまで進めてきた行財政改革の効果が着実に現れてきていることがうかがえるものの、経常収支比率は、91.9パーセントとなり、前年度と比較して2.0ポイントの増で、依然として高い水準にあることから、財政が硬直していることには変わりはない。

また、自主財源は、38億4,632万円で、歳入総額の29.0パーセントであり、本市の財政構造が極めて脆弱なものであることを表している。

これらのことから、今後の財政を運営していく上では、自主財源に乏しい本市の歳入構造等の財政体質を厳格に認識しながら、継続的な行財政改革に努めていくことが求められる。

(2) 平成31年度歳入の見通し

平成29年度における市税は前年度と比較して2.7パーセント、約5,109万円の増となり、平成30年度当初予算においても個人所得等の伸びにより約6,300万円の増額で計上しているが、本市の基幹産業である農業及び水産業並びに関連する食品産業が引き続き低迷している状況にあつて、生産年齢人口の減少が一段と進み、市税収入の大幅な増加はなかなか見込めない状況である。

一方、平成30年度の普通地方交付税は、市税収入等の増により平成29年度に比べ、1,500万円余りの減となり、算定基礎となる人口の減少を反映し、今後も減少していくことが見込まれており、特別交付税においても、全国的な自然災害の多発などから、減少が見込まれるところである。

また、平成31年度の総務省の地方交付税の概算要求額が前年度比0.5パーセントの減とされる一方、臨時財政対策債は3.7パーセントの増とされているため、なお一層厳しいものとなることが予想され、一般財源の伸びは期待できないことから、可能な限り情報収集に努めるとともに、受益と負担の適正化等の検証や新たな財源の掘り起こしに努める必要がある。

(3) 平成31年度歳出の見通し

今後、明治維新150周年事業（寺島宗則旧家保存プロジェクト）や北薩広域行政事務組合の新焼却場整備に対する負担、防災行政無線デジタル化事業及び国民体育大会関連事業等、大きな財政負担を伴う事業を実施していく必要がある。

これらの事業は、平成32年度（2020年度）までの間において時期を同じくして実施

せざるを得ないものであり、平成31年度は、本格的に事業が進展していくことから多額の財源の投入が確定している。

また、市内小・中学校の校舎や市庁舎をはじめとする公共施設等の長寿命化事業や、平成31年（2019年）10月1日から税率の引上げが予定されている消費税及び地方消費税並びに公共工事における労務単価や建設資材等の高騰による建設工事費の上昇等による歳出の増も予想される。

これらのことから、歳入があって歳出が可能になることに改めて留意しながら、歳入の確保に努めつつ、中長期的な財政運営の展望に立って、緊急性、優先度、効果等を精査し、真に必要な事務事業を厳選して取り組んでいく必要がある。

3 予算編成の基本方針

これまで、本市は、人件費の抑制をはじめ事務事業を見直し、継続的に行財政改革を進めてきた。この間の取組により、地方債の縮減や基金の造成がなされ、財政状況は改善し、大きな事業に着手し得る状況が創り出された。

平成31年度以降予定している大型事業や、平成32年度（2020年度）に開催される「かごしま国体」関連事業については、その効果が最大となるよう取組を進めていかなければならないが、多額の費用を要することから、事業内容の精査・検証を進めるとともに、より有利で効果的な財源の確保に努めることが重要である。

さらに、平成27年度に策定した総合戦略に基づく関連事業については、本市の地方創生に向けたこれまでの事業内容の見直しを進めつつ、計画期間の満了となる平成32年度（2020年度）を見据えて、真に効果の期待できる取組を推進していく必要がある。

現在まで、本市の財政は、継続的に健全性が維持されてきているが、その構造は極めて脆弱であり、十分な注意をもってこれらの課題に取り組んでいかなければ、厳しい状況を招来することとなる。

これらのことから、引き続き気を緩めることなく、これまでの取組を踏まえ、大型事業の実施等諸課題へ対応する場合においても、今後の財政運営や将来世代への影響を見極め、より少ない負担において進めていくことが一層求められている。

また、国は平成37年度（2025年度）に国・地方を合わせた基礎的財政収支黒字化という新たな目標を設定し、歳出面、歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ、質を高める必要があるとし、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化するとしていることから、本市においても、予算にメリハリを付け、市民福祉の増進と持続可能な自治体経営を目指していかなければならない。

以上を踏まえ、平成31年度予算は、「通常予算」として、次の基本方針に基づいて編成するものとする。

(1) 健全財政の堅持

ア 歳入の確保等

自主財源の根幹となる市税については、課税客体の適正な捕捉に努めるとともに、平成

27年度から4年連続で県から徴収確保対策団体に指定されたことを踏まえ、税の公平性の観点から収納率の向上に向け一層の取組を強化することとする。

また、未活用の市有財産についての積極的な売却や受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等についての見直しなど、徹底した歳入増対策を図りつつ、返礼品の大幅な見直しなどの取組を強化し、ふるさと納税による他自治体を上回る収入額の確保等と併せて、有料広告拡充や先進自治体における歳入増対策の導入等により新たな財源の創出を図ることとする。

イ 歳出の節減等

これまでの行財政改革の成果を踏まえ、引き続き事務事業の見直しを行い、一層の歳出の節減を図ることとする。

また、事業の検討に当たっては優先順位を定め、「真に必要なものを真に必要な時期に」実施することとし、新規事業を実施する場合は、既存の事業を廃止するなどスクラップアンドビルドに努め、限られた予算を有効に活用し、「最小の経費で最大の効果」をもたらすこととする。

このことから、経常経費については、原則として平成30年度当初予算額の範囲内の要求とする。また、経常経費以外の事業費（人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費を除く。）については、新規事業を除き、所属ごとに全体で5パーセント減で要求すること。

ウ 決算の分析

直近の予算の執行結果である平成29年度決算の分析を行い、歳入面では歳入確保の取組を総括し、さらなる歳入確保対策を講じ、歳出面では事業の内容、効果を再検証しつつ、執行残等を踏まえた必要な経費を見積もる等により、平成31年度予算に反映させることとする。

(2) 循環型社会形成に資する事業の推進

循環型社会の形成については、これまで、各種の取組を行ってきているが、引き続き我が国のエネルギー政策に関して、更にその推進が大きな社会的課題となっている。

本市においても平成28年度に「再生可能エネルギービジョン」を策定し、本市に存する地域資源を最大限活用したエネルギーの地産地消による循環型社会の構築を目指すこととしている。

このことから、事業の計画・実施に当たっては、環境への負荷の低減を図り良好な環境を持続的に保全するため、当該事業が広く資源循環型社会の形成に資するものであるか十分に検討することとする。

(3) 地域資源の活用と地域経済の活性化等

総合戦略に基づき、地方創生への取組を進めているところであるが、これまで以上に自らの地域を主体的に創造していくことが求められており、地域の自然や環境を生かし、人材の育成を図るなど、地域資源を活用し、地域活性化の取組を進めていくこととする。

また、地域経済の活性化のためには、地域社会において経済の円滑な流れを確保すると

ともに、広範囲における交流を促して経済活動のパイを大きくしていくことが望まれる。

このことから、予算の執行が地域経済へ及ぼす影響の大きさを意識しながら、地域経済の活性化、交流の促進に資する事業については、これまでにない新たな取組を推進することとし、その期待される効果を十分に検討し、一定の成果のあった既存の取組を廃止・縮小することを含めた重点化を図りつつ実施することとする。

(4) 安全安心な生活環境の整備

近年、全国的に多発する災害の状況を的確に捉えつつ、本市における自然災害及び原子力発電施設災害に対する防災機能の充実強化や地域活性化などの取組を支援するため、電源立地地域対策交付金等も活用しながら、安全安心な生活環境の整備などの市民福祉の向上に資する取組を進めていくこととする。

(5) 事務事業の効果の検証等

事務事業を計画する上で、実効性のあるP D C Aサイクルを確立するため、実績と効果を適切に評価し、改善の方向性を分析するとともに、近隣の自治体等における実施状況を参考にしながら、実施の適否を検証することとする。

また、当該年度における負担と効果だけではなく、中長期にわたる効果や財政運営への影響等を考慮・検討し、事業の終期を定め、その間における最大の効果の発現に取り組むとともに、一定の成果のあった既存事業の縮小・廃止を含め、大胆に見直しを行うこととする。

(6) 国等の動向の把握と的確な対応

国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」により、地方創生に関する取組が進められており、本市においても平成27年度に総合戦略を策定し、地方創生関連事業を実施してきたところである。

総合戦略計画期間の中間年となった平成29年度の成果や平成30年度の事業進捗を踏まえ、計画期間の満了となる平成32年度までに想定した事業効果が十分に発現されるよう、より一層の取組を進めることとする。また、平成31年度における関連事業については、明確なP D C Aサイクルの下、政策効果を客観的な指標による検証に基づき、必要な改善等を実施した上で取組を進めていくこととする。

今後も国の予算編成の動向に十分留意し、国・県等の補助制度を十分に活用することができるよう、情報を幅広く収集するとともに、補助事業採択に向けた施策の提案・要望を積極的に行っていくこととする。

(7) 大規模事業等への対応

平成32年度（2020年度）に実施される「かごしま国体」に向けては、平成28年度に国民体育大会運営等基金を創設し、必要な事業や運営に係る費用の財源の準備を進めてきており、平成29年度に正式にボクシング競技開催会場に決まったところである。

今後は、国、県及び関係機関との連携のための体制強化を図り、運営に必要となる設備投資

等については、開催前年度となる平成31年度までに計画的な開催準備を推進していくこととする。

また、明治維新150周年事業や北薩広域行政事務組合の新焼却場整備に係る負担金、防災行政無線デジタル化等の大きな財政負担を伴う事業については、毎年度、その事業進捗状況を踏まえた全体事業費の精査を行い、適正な経費による事業の着実な推進を図ることとする。

さらに、公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、その個別施設計画を速やかに策定するとともに、長期的かつ計画的な施設の維持・保全に努めることとする。

(8) 交流人口拡大等に向けた新たな地域振興施策への対応

旧国民宿舎施設等の跡地活用については、宿泊施設を含めた観光開発の可能性等の検討・調査を民間事業者と協働で行うことにより、市の将来にわたる地域振興に資する取組を着実に進めることとする。

旧阿久根高校については、既存建物の現状確認の成果や、議会における議論の内容を踏まえ、一定の利活用を想定した改修事業の概算費用を考慮しつつ、活用案の検討を引き続き進めていくこととする。

南九州西回り自動車道に新たに設置することを要望している道の駅「サンセット牛之浜景勝地」については、道の駅整備促進協議会における関係機関等への要望活動を引き続き実施するなど、その実現に向けた取組を推進することとする。

寺島宗則旧家については、企業版ふるさと納税による寄附金を活用するとともに、県の地域振興推進事業や魅力ある観光地づくり事業の活用についての要望・調整を進め、歴史資源として保全する。また、寺島を望むことができる散策路として旧家周辺の環境整備を行い、周辺の観光資源と結び付けた周遊観光ルートの形成を推進することとする。

なお、寄附金については、市職員はもとより、市民を巻き込んだ取組に発展させ、目標額の確保のために、必要かつ適切な様々な手段を講じていくこととする。

(9) 特別会計における対応

特別会計については、一般会計に準じて厳しく経費節減に努めつつ予算編成を行うものとし、国・県補助金及び自主財源の確保に努力しつつ、近年の決算の状況を適切に把握し、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、より効率的な運用に努めることとする。

特に、平成30年度から財政運営の責任主体が県となった国民健康保険事業においては、県国保運営方針等に基づく制度改革を着実に進めるため、今後も国及び県の動向に注視し、制度改正等を踏まえた上で、予算を適正に見積もることとする。

(10) 問題意識等の共有

予算に基づいた事業の実効性を高め、地域の活性化、産業の振興、サービスの充実など市民福祉の向上のためには、職員個々が現状についての問題意識を共有し、課題克服への思いを全体化することが必要である。

事務事業の中には、他課等と十分な連携を図って行うことで事業効果や効率性を高められるものがある。

問題意識や課題克服への志向を共有・全体化して「縦割り」を排しながら、事業効果や効率性を最大限発揮することに努めるものとする。

また、これまでの市民からの要望、議会での議論、監査委員からの指摘等を踏まえ、職員一人ひとりが予算編成の主体であることを認識し、市の「政策決定」である予算づくりに積極的に取り組んでいくこととする。

さらに、全国的に本格的な人口減少社会、とりわけ生産年齢人口の減少に伴い多様化・複雑化する地域課題を的確に捉えつつ、5年から10数年後を見据えた中長期的な視点に立ち、あるべき行財政運営が行えるよう、職員一人ひとりが自ら主体的に実践していくこととする。

(11) 透明性の確保

予算は、施策の具体化であり、市民に対して、必要性、負担、時期、効果等について十分な説明ができるものでなければならない。そのため、情報公開や市民への説明責任を念頭に置いて透明性の確保に努めるものとする。